

教えて!マイナンバー No.4



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバー (社会保障・税番号)制度が始まります

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。また、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤として期待されている一方で、個人情報の漏えいや“なりすまし”などへの懸念の声もあります。

今回は、マイナンバーを安心してご利用いただくため、よくある質問をQ&A方式にまとめました。

Q マイナンバー制度で、行政手続きはどのように変わりますか？

A 社会保障や税の申請・申告の際に、個人番号を記入し、個人番号カードなどを提示することになります。また、申請時の添付書類が順次省略されるようになります。

Q マイナンバー制度で、会社や個人事業主は何をしますか？

A 従業員や取引先に、個人番号カードなどの提示を求め、給与や報酬などの源泉所得税の支払調書に個人番号を記載し、税務署に提出する必要があります。

Q 個人情報がインターネットから流出する心配はありませんか？

A 個人番号を取り扱うシステムをインターネットと切り離すことで、個人情報がネットワークから流出するリスクを抑えることができます。

Q 個人情報が一カ所に集められ、管理されることはありませんか？

A 税務署や年金事務所、市役所などが保有するそれぞれの個人情報は、各機関が分散管理しており、一カ所に集められることはありません。

Q “なりすまし”による被害の心配はありませんか？

A 申請時に本人確認を厳格化することで、他人による“なりすまし”を防ぎます。

Q 個人番号カードは安全ですか？

A 個人番号カードには、税や年金などのプライバシー性の高い情報は記録されません。また、カードには顔写真やパスワードが設定され、不正利用のリスクは限定的です。



Q マイナンバー制度で、市民の皆さんが注意すべきことは？

A 個人番号カードや通知カードは、紛失・盗難などに気を付け、大切に保管してください。また、むやみに他人の個人番号を聞き出し、収集・保管することはできません。なお、マイナンバーをかたって金銭を要求する詐欺にご注意ください。

■ホームページ

内閣官房 社会保障・税番号制度ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

■マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178 (無料) 平日 午前9時30分～午後10時 土・日曜日、祝日 午前9時30分～午後5時30分 (年末年始12月29日～1月3日を除く)

※一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合 (有料)

・マイナンバー制度に関する事 ☎050-3816-9405

・「通知カード」「個人番号カード」に関する事 ☎050-3818-1250

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル

・マイナンバー制度に関する事 ☎0120-0178-26

・「通知カード」「個人番号カード」に関する事 ☎0120-0178-27

■問合せ先

・通知カード、個人番号カード、コンビニ交付に関する事 戸籍住民課 住民記録担当 ☎055(262)4111

・そのほかマイナンバーに関する事 情報政策課 情報化推進担当 ☎055(262)4111